

大保ダム湖面利用ルール

1. ルールの位置付け

「大保ダム湖面利用ルール」（以下「本ルール」という）は、「大保ダム湖面利用協議会（以下「協議会」という。）において、大保ダム湖面の利用に関し、自然環境への負荷を低減し、安全で快適かつ公平な湖面の利用を図ることを目的として定めたものであり、大保ダム湖面を利用する者は本ルールに従わなければならない。

なお、本ルールは利用にあたっての一般的な規則を定めたものであり、利用にあたっては河川の自由使用の原則の下、発生する全ての責任は利用者の自己責任により対応するものである。

2. 適用

本ルールは、大保ダム湖面を利用する個人及び団体に適用される。なお、恒常的に利用する団体及び料金を徴収して湖面を利用する団体については、事前に協議会の認定を受け、協議会に登録する必要がある。

3. 協議会への登録

協議会へ登録を希望する者は、別添「大保ダム湖面利用協議会登録申請書」に基づき申請するものとする。

協議会へ登録申請があった場合、協議会は申請書に定められた添付書類の内容を審査し、申請日から30日以内に登録可否の議決を行う。ただし、虚偽の申請があった場合は、登録を取り消すことがある。

4. 利用者

大保ダム湖面を利用する者は、「大保ダム湖面利用の手引き」に基づき、事前に利用申請を行うものとし、代表責任者として20歳以上の者を必ず登録すること。

なお、団体の場合は、その団体の代表責任者の下に利用申請を行うものとする。

5. 利用形態

大保ダム湖面利用形態は、原則として次の通りとする。

- 1) 利用にあたっては、手漕ぎボート（カヌー等）2艇以上とし、動力船の使用は禁止する。
- 2) 動力船は、安全管理の目的で事前にダム管理者の承諾を得た場合にのみ使用できるものとする。

6. 利用の中止

「一般用」、「イベント、合宿等用および協議会登録団体用」における利用中止に係る利用条件は、それぞれ次の通りとする。

1) 一般用

- ①湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ②強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ③大宜味村に大雨注意報や洪水注意報、強風注意報、雷注意報、濃霧注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制時、その他緊急時には利用できません。
- ④ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。

2) イベント、合宿等用および協議会登録団体用

- ①湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ②強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ③大宜味村に大雨警報や洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制時、その他緊急時には利用できません。
- ④ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。

7. 利用禁止区域

利用可能区域は、湖面利用の手引きに示す通りとし、それ以外の場所の利用を禁止する。

8. 利用時間

湖面の利用時間（カギの受け渡し、返却含む）は、原則として次の通りとする。

3月～9月・・・・・・8：30～18：30

10月～2月・・・・・・8：30～17：00

9. 自然環境への負荷の低減

- 1)利用者起因するゴミ等は必ず持ち帰ること。なお、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合、警察やダム管理者への通報に協力すること。
- 2)大保ダム湖周辺の動植物を捕獲・採取したり、持ち出さないこと。
- 3)その他、利用者は自然環境への負荷低減に努めること。

10. 安全の徹底

利用者は、自らの安全確保のため、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 安全確保のため、湖面利用は2艇以上とし、1艇での利用は認めない。
- 2) 携帯電話、簡易無線等により、緊急時の連絡が可能な体制とすること。
- 3) 団体利用の際ガイドを行う者は、救命法などの講習や訓練を受講し、緊急時に対応できるようにしておくこと。
- 4) 緊急時の連絡体制を確認し、緊急事態が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 5) あらかじめ定められた場所以外での乗船・下船は行わないこと。
- 6) その他、事故等を未然に防ぐために考えられる対策を事前に検討しておくこと。

11. 事故等の連絡

大保ダム湖面及びその周辺において各種事故が発生又は発見した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。連絡先は、「湖面利用の手引き」を参考とし利用者の責任において決定すること。

12. 事故等（不慮・過失・天災による事故等）の責任

大保ダム湖面利用で発生した事故及び利用者間のトラブル等については、原則利用者の自己責任において処理、解決するものとする。また、自然災害等による被災についても同様とする。

13. 水質の保全

大保ダム湖は、県民の飲料水供給の源であり、水道原水としての水質保持はダム管理上重要な課題であることから、水質に悪影響を与える可能性のある行為を全て禁止する。なお油漏れなど重大な水質事故は河川法第67条により、その事故処理に係る費用はすべて原因者の負担となる。

14. 迷惑行為の禁止

大保ダム湖面並びにその周辺での騒音発生等を含め他者への迷惑行為を全て禁止する。

15. 外来種の持ち込み禁止

外来種の持ち込み、放流等は絶対にしてはならない。

16. その他の禁止行為

- 1) 大保ダム湖並びにその周辺では、火の使用は厳禁とする。
- 2) 大保ダム湖での遊泳や釣り等は禁止とする。
- 3) ダム湖内並びにその周辺での排泄行為、ゴミ等の投棄は厳禁する。
- 4) 指定場所以外での乗船・下船を禁止する。
- 5) ペットを含むいかなる動物との同伴・持ち込みも禁止する。

17. その他

本ルールは、平成24年9月26日より適用する。

令和3年10月6日改訂。

協議会申請用

大保ダム湖面利用協議会登録申請書

大保ダム湖面利用協議会会則第7条により、協議会への登録を申請します。

令和 年 月 日

大保ダム湖面利用協議会 殿

申請者氏名又は名称

名 称	
代 表 者	
住 所	
連 絡 先	TEL : FAX : E-mail:

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> ①主な事業所の場所 <input type="checkbox"/> ②法人登記等の証明資料、印鑑証明等 <input type="checkbox"/> ③これまでの活動実績 <input type="checkbox"/> ④利用計画 1. 利用の目的 2. 利用形態 3. 主なプログラム 4. 自然環境負荷低減のための取り組み 5. 安全計画 6. 緊急時の行動マニュアル 7. 緊急時の連絡体制表 8. 地域貢献のための取り組み <input type="checkbox"/> ⑤大保ダム湖面利用ルールチェックリスト 注) 別紙全ての項目を満たしている必要があります。
------------------	--

協議会申請用

① 主な事業所の場所

地図貼り付け

② 法人登記等の証明資料、印鑑証明等

協議会申請用

③これまでの活動実績

④利用計画

内容

1. 利用の目的
2. 利用形態
3. 主なプログラム
4. 自然環境負荷低減のための取り組み
5. 安全計画
6. 緊急時の行動マニュアル
7. 緊急時の連絡体制表
8. 地域貢献のための取り組み等

協議会申請用

⑤大保ダム湖面利用ルールチェックリスト

登録にあたっては、以下の全ての項目を満たしている必要があります。

【環境教育に関する項目】

- 水資源、森林の大切さを伝えるプログラムとなっている。
- 日常的に環境教育プログラムを提供している団体である。

【自然環境への負荷及び生態系の保全に関する項目】

- ダム湖周辺に生息する動植物について、おおよそ知っている。
- やんばるの自然環境について、おおよそ知っている。
- 一日の利用者人数に制限を設けている。
- 火を使わない。(火災防止)
- 動植物の捕獲・採取を行わない。
- 外来種の持ち込み、放流等を行わない。

【安全の確保に関する項目】

プログラム実施前の安全確認について

- 事前にフィールドの危険箇所を確認し、危険回避がなされている。
- 参加者にフィールドの状況や服装等について、事前に伝えている。

プログラム実施中の安全管理について

- 携帯電話、簡易無線等により湖面利用可能区域内のどこからでも基地局との通信が可能であり、基地局からの消防等関係機関への電話連絡が可能である。
- 安全管理への配慮をしている。
- ブリーフィングで、安全確保のための注意事項等の説明を行っている。
- 参加者の健康状態の確認ができています。
- ライフジャケットを着用する。
- 出発前にカヌーの操作方法、落水時の対処方法を指導している。
- 適切な履き物を使用する。(サンダル、裸足は不可)
- 川に入る場合、低体温症などにならないための対策を行っている。
- 牽引用のロープを装備している。
- 適切な救急用具を携行している。

協議会申請用

- 悪天候時におけるプログラム催行もしくは中止に関する基準を設けている。
- 熱中症対策を実施している。

安全教育について

- 緊急時の行動マニュアルを作成している。
- 年1回以上、救急救命法の訓練を行っている。
- 年1回以上、レスキューの訓練を行っている。
- 届出、資格等。
- プレジャーボート提供業者の届出を公安委員会に提出している。

保険について

- 傷害保険及び責任賠償保険に加入している。

【地域貢献に関する項目】

- 団体として地元地域の人材を活用している。
- 団体として地元地域内の商店等を活用している。

【マナーの遵守に関する項目】

- 森林の静寂な環境を壊さないプログラムである。
- 持ち込んだゴミは持ち帰る。また、持ち込んでないゴミも持ち帰ることに配慮している。

上記の通り、大保ダム湖面利用ルールチェックリストを提出いたします。

令和 年 月 日

申請者

大保ダム湖面利用の手引き

1. 湖面利用申請

(1) ダム湖面利用の申請

ダム湖面を利用する個人または団体は、原則として 180 日前～1週間前迄の平日に利用申請書を大保ダム湖面利用協議会事務局（大保ダム管理支所、以下「事務局」という。）まで提出して下さい。但し、利用申請者は20歳以上の者に限ります。

なお、虚偽の申請があった場合は、利用を差し止めることがあります。

利用申請から完了までの流れは、別紙1「大保ダム湖面利用の手順」に従って下さい。利用申請書等の様式は別紙2、3、4の通りです。

(留意事項)

※原則として動力船の使用は認めておりませんが、安全管理の為、動力船を使用する場合は事前に事務局と協議して下さい。

※「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成 6. 12. 27 条例 45）（以下「水難事故防止条例」という）の第 11 条第 1 項第 1 号に規定される「プレジャーボート提供業者」は条例に則り、公安委員会に届出書を提出していることが前提となります。

(2). イベントによる利用について

イベントによる利用の場合は事前に「利用計画書(イベント、合宿等用)」を提出して下さい。また、適切な資格者の配置として、水難事故防止条例施行規則第7条に示す水難救助員、または、水難救助員と同等以上の水難技術等の知識を有すると認められる者の配置が利用の必須条件です。

なお、原則として同一団体によるイベントの申請は前回開催から30日以内は受け付けません。また、イベントによる利用期間は3日以内とします。

(留意事項)

※イベント開催者は、「水難事故防止条例」の第9条に則り、公安委員会にも届出が必要です。

(3). 合宿等による利用について

合宿等による利用の場合は事前に「利用計画書(イベント、合宿等用)」を提出して下さい。また、適切な資格者の配置として、水難事故防止条例施行規則第7条に示す水難救助員、または、水難救助員と同等以上の水難技術等の知識を有すると認められる者の配置が利用の必須条件です。

なお、合宿等による利用期間は90日以内とします。

(4) 利用範囲

湖面の利用可能範囲は、別紙5の通りとします。利用禁止区域へは立ち入らないで下さい。

(5) 利用時間

湖面の利用時間（許可書及び鍵の受け渡し、返却含む）は、下記の通りです。時間を厳守して下さい。休日は下記（8）のカギの受け渡し時間に制約がありますのでご注意ください。

3月～9月・・・・・・8：30～18：30

10月～2月・・・・・・8：30～17：00

(6) 湖面への進入箇所

湖面への進入は、指示された箇所で行って下さい。それ以外の場所での進入は禁止します。

なお、進入箇所は常時、施錠されていますので、事務局にて鍵を受け取って下さい。

緊急時の支障となる可能性があるため、湖面使用中、湖面進入路（斜路）に、車両及びその他いかなる物件も放置することは厳禁とします。必ず駐車スペースをご利用ください。

(7) 駐車場の使用について

進入箇所周辺には駐車場が整備されておらず、路上駐車は危険であるため、車両については大保ダム一般駐車場（大保ダム管理支所周辺）を利用する事とし、カヌー等の湖面搬入後は、一般駐車場に駐車後、連絡（緊急）車両にて移動願います。

なお、現場での駐車場に関しては連絡（緊急）車両として一団体に対して一台を駐車する事とします。

(8) 許可証及び鍵の交付（受け渡し）及び返却

許可証及び鍵の交付（受け渡し）は下記の時間に行います。

平日：8：30～17：30

休日：8：30～10：00、11：00～14：00、15：00～17：00

許可証及び鍵の交付（受け渡し）は、上記（5）の湖面利用時間内に事務局にて行います。

許可証及び鍵の返却は、上記（5）の湖面利用時間内に管理支所入口に設置してある返却BOXに投函して下さい。

（留意事項）

※鍵が時間内に返却されなかった場合、1年間の利用停止となります。

なお、紛失した場合は、弁償して頂くことになります。

(9) 利用当日の最終確認

ダム管理上の都合、または天候等の理由により利用できない場合がありますので、利用当日の許可書及び鍵の受け取り時に最終確認を行ってください。

(10) 許可書の携帯

湖面利用者は、利用中において許可書を常に携帯しておかなければなりません。また、ダム管理者より許可書の提示を求められた場合は、それに従わなければなりません。

2. 湖面利用の安全対策及びマナーの遵守

湖面利用については、本手引きの他、「大保ダム湖面利用ルール」を熟読し、遵守してください。

本手引きや「ルール」に違反した行為を発見した場合、今後の利用は認めないこととします。

なお、安全を含むすべての事項について、原則「自己責任」にて対応して頂くこととなりますので留意願います。

(1) 利用に際しての自己責任の原則

湖面の利用に際しての事故（不慮・過失・天災による事故等）については、全てその利用当事者の責任となります。また、利用者間のトラブル等についても当事者間の責任となります。

(2) 事故防止対策の徹底

湖面上では、いついかなる状況でも事故発生の可能性があります。

湖面利用者は、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとって下さい。

また、湖面利用に際しては、救命胴衣（ライフジャケット）の着用を義務づけます。

なお、酒気帯び等の状態での湖面利用は禁止します。

(3) 利用マナーの遵守

湖面及びその周辺においては、他利用者がいる場合がありますので、他人に迷惑をかけるような行為はすべて禁止します。湖面利用者は互いに協力して適切に湖面を利用するようにして下さい。

また、水質保全の観点からゴミの投棄・タバコのポイ捨て等の行為は厳禁です。これらが発見した場合は、利用を即時中止させますので留意願います。

(4)利用禁止事項

湖面利用は、手漕ぎボート（カヌー等）のみで、2艇以上とします。1艇の場合は安全管理上問題があるため、不許可とします。なお、利用禁止事項は次の通りです。

- ①動力船の使用は、原則として禁止します。(安全管理のため救護船として使用する場合は、別途事務局と協議して下さい。)
- ②ダム湖内での釣りは、禁止します。
- ③ダム湖内での遊泳は、禁止します。
- ④ダム湖及びその周辺での火の使用は、禁止します。
- ⑤ダム湖及びその周辺への外来種の持ち込み、放流等は禁止します。
- ⑥ダム湖及びその周辺での排泄行為、ゴミ等の投棄は厳禁です。
- ⑦あらかじめ定められた場所以外での乗船・下船は禁止です。

(5)湖面に入る前の確認

湖面利用にあたっては、着水前にボート等の汚れ（特に油汚れ）、安全面、衛生面等を必ず点検して下さい。

(6)保険加入の推奨

湖面利用にあたっては、保険加入を推奨します。

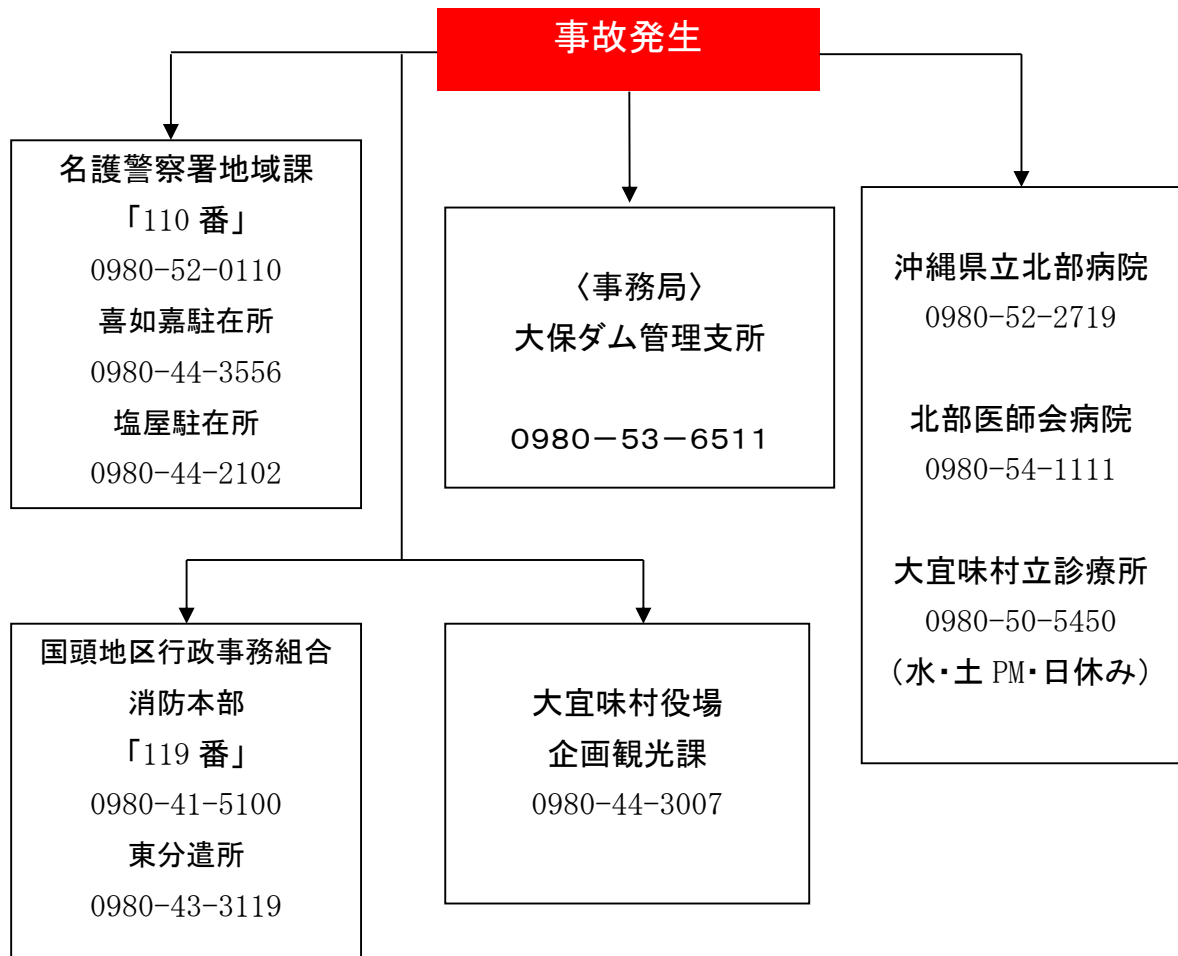
保険については、インターネットの検索より “カヌー 保険”などで検索すると保険取扱業者が示されます。

これらを参考にして、保険加入については加入者の責任において決定して下さい。

(7)事故発生時の連絡体制

湖面利用時に事故が発生した場合、または発見した場合は、速やかに大保ダム管理支所へ連絡してください。連絡先については、下図を参考にして下さい。

《事故発生時の連絡体制》



◇大保ダム湖面利用の手順◇

利用申請

①【利用誓約書兼申請書(一般用)又は利用申請書(合宿、イベント等用)提出】

◆利用誓約書兼申請書(一般用)又は利用申請書(イベント、合宿等用)については、北部ダム統合管理事務所ホームページまたは湖面利用協議会事務局(大保ダム管理支所)より入手。

HP アドレス: <http://www.dc.ogb.go.jp/toukan/>

◆原則として180日前～1週間前迄の平日に湖面利用協議会事務局(大保ダム管理支所)へ提出

(①直接(又は郵送)、②FAXにより受付)

② 住所: 〒905-1314 大宜味村字田港1357-18 湖面利用協議会事務局

②FAX: 0980-52-6566 TEL: 0980-53-6511

※なお、休日は受付けていません。



②【受付の確認】

◆湖面利用協議会事務局(大保ダム管理支所)にて受付の確認を実施。申請者に対して受付の確認

②郵送又はFAXにより申請した方は、電話にて受付の確認をして下さい。



③【許可証の受取】

◆責任者の身分証明書(住所、年齢等の確認)年齢を提示。(事務局確認)湖面利用協議会事務局にて許可証の発行と進入箇所入口の鍵の貸与を受ける。(休日の対応は情報連絡員が行う)



利用当日

④【ダム湖へのアプローチ】

◆指定箇所より進入する。進入後は鍵を閉める。(開けっ放しにしない)
※利用届に記載以外の者の進入はさせない



⑤【利用後】

◆許可証と鍵を湖面利用協議会事務局(大保ダム管理支所)入口にある返却BOXへ返却する。

※時間内に鍵の返却が無い場合は、1年間の利用停止となります。

大保ダム湖面利用協議会 事務局 宛

大保ダム湖面利用誓約書兼申請書（一般用）

申請者氏名： _____ 印

大保ダムの湖面利用について下記の「利用条件」、「湖面利用ルール」、「湖面利用の手引き」を遵守するとともに、自己責任のもと利用することを誓約し、下記のとおり申請します。

記

<申請内容>

1. 利用目的 _____
2. 利用月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 ~ _____ 時まで
3. 人 数 _____ 名（代表責任者又は副責任者の氏名、連絡先は裏面に記入してください）
4. 許可証（+鍵）の受取、返却時間
受取予定： _____ : _____ ※受取・返却の予定の時間は、湖面利用時間内をお願いします。
返却予定： _____ : _____ ※返却は大保ダム管理支所入口の返却ボックスに返却して下さい。

<利用条件>

- ①利用者は、利用中において許可証を常に携帯しなければならない。
- ②救命胴衣（ライフジャケット）は必ず着用すること。また、酒気帯び等の状態で利用しないこと。
- ③湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ④強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ⑤大宜味村に大雨注意報や洪水注意報、強風注意報、雷注意報、濃霧注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制※時、その他緊急時には利用できません。
※「洪水警戒体制」の説明：沖縄気象台から大宜味村に大雨警報、洪水警報が発表等されたとき、大保ダムは洪水警戒体制をとり洪水対応を行うため、湖面は利用できません。
- ⑥ダム管理の業務（調査等を含む）実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。
- ⑦湖面利用においては、掲示している注意事項を遵守し利用すること。
- ⑧大保ダム管理支所職員が注意喚起を行った場合は、直ちに指示に従うこと。
- ⑨車両等は、指定の場所に駐車し、他の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑩湖面利用の手引きの禁止事項等について、利用者全員へ周知徹底し遵守すること。
- ⑪事故等の責任については、当方では一切負いません。
- ⑫営業を目的とした湖面利用者は、申請できません。

<受付確認> ※こちらは記入しないで下さい。（受付者が記入します）

受付番号	受付日付	許可証番号	受付者	受付方法
				① 直接 ② FAX

一般者申請用

利用者氏名一覧表①

<責任者記入欄>※「プレジャーボート提供者」の場合はその届け出の写しを添付すること。

役職	氏名	年齢	連絡先(TEL) (携帯がある場合は携帯も)	住所 ※丁目・番地等まで
代表責任者				
副責任者				

<緊急時の連絡先>

※湖面上で事故等のトラブルが発生した場合、家族、知人等への緊急連絡先

順位	氏名	連絡先(TEL)※携帯が有る場合は携帯も	続柄
第1連絡先			
第2連絡先			

<カヌー等持ち込み数>

カヌー持ち込み数(○人乗り×○艇、□人乗り×□艇)	必要ライフジャケット数

協議会登録団体申請用

別紙3

令和 年 月 日

大保ダム湖面利用協議会 事務局 宛

大保ダム湖面利用申請書(協議会登録団体用)

申請者氏名 : _____ 印

大保ダムの湖面利用について下記の「利用条件」、「湖面利用ルール」、「湖面利用の手引き」を遵守し、代表責任者の責任のもと利用しますので、下記のとおり申請します。

記

<利用計画書記載事項>

※計画書の様式は自由ですがA4版で作成して下さい。

1. 代表責任者 氏名 連絡先
2. 利用目的 ※イベント開催の場合は「水難事故防止条例」の第9条に則る届け出の写しを添付
3. 利用期間 令和____年____月____日 ~ 令和____年____月____日
4. 人 数
5. 利用区域(別紙図面)
6. 安全管理について((1)安全管理対策、(2)事故等発生時の緊急連絡体制)
7. 許可証(+鍵)の受取、返却時間

受取予定: _____ ※受取・返却の予定の時間は湖面利用時間内をお願いします。

返却予定: _____ ※返却は大保ダム管理支所入口の返却ボックスに返却して下さい。

<利用条件>

- ①利用者は、利用中において許可証を常に携帯しなければならない。
- ②救命胴衣(ライフジャケット)は必ず着用すること。また、酒気帯び等の状態で利用しないこと。
- ③湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ④強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ⑤大宜味村に大雨警報や洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制*時、その他緊急時には利用できません。
※「洪水警戒体制」の説明: 沖縄気象台から大宜味村に大雨警報、洪水警報が発表等されたとき、大保ダムは洪水警戒体制をとり洪水対応を行うため、湖面は利用できません。
- ⑥ダム管理の業務(調査等を含む)実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合があるので、前もって確認して下さい。
- ⑦湖面利用においては、掲示している注意事項を遵守し利用すること。
- ⑧大保ダム管理支所職員が注意喚起を行った場合は、直ちに指示に従うこと。
- ⑨車両等は、指定の場所に駐車し、他の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑩湖面利用の手引きの禁止事項等について、利用者全員へ周知徹底し遵守すること。
- ⑪事故等の責任については、当方では一切負いません。
- ⑫利用期間は1年間以内で、1年間過ぎた場合には、再度申請すること。

⑬日々の湖面利用届書については、別紙-5 の通りとする。

<受付確認> ※こちらは記入しないで下さい。(受付者が記入します)

受付番号	受付日付	許可証番号	受付者	受付方法
				① 直接 ② FAX

イベント・合宿等申請用

別紙4

令和 年 月 日

大保ダム湖面利用協議会 事務局 宛

大保ダム湖面利用申請書(イベント、合宿等用)

提出者氏名 : _____ 印

大保ダムの湖面利用について下記の「利用条件」、「湖面利用ルール」、「湖面利用の手引き」を遵守し、代表者の責任のもと利用しますので、下記の事項を記載した湖面利用計画書を提出します。

<利用計画書記載事項>

※計画書の様式は自由ですがA4版で作成して下さい。

1. 代表責任者 氏名 連絡先
2. 利用目的 ※イベント開催の場合は「水難事故防止条例」の第9条に則る届け出の写しを添付
3. 利用期間(使用時間帯)
4. 人 数
5. 利用区域(別紙図面)
6. 安全管理について(①事故等発生時の緊急連絡体制、②安全管理対策)
7. 許可証(+鍵)の受取、返却時間の設定
受取予定: _____ : _____ ※受取・返却の予定の時間は、湖面利用時間内をお願いします。
返却予定: _____ : _____ ※返却は大保ダム管理支所入口の返却ボックスに返却して下さい。

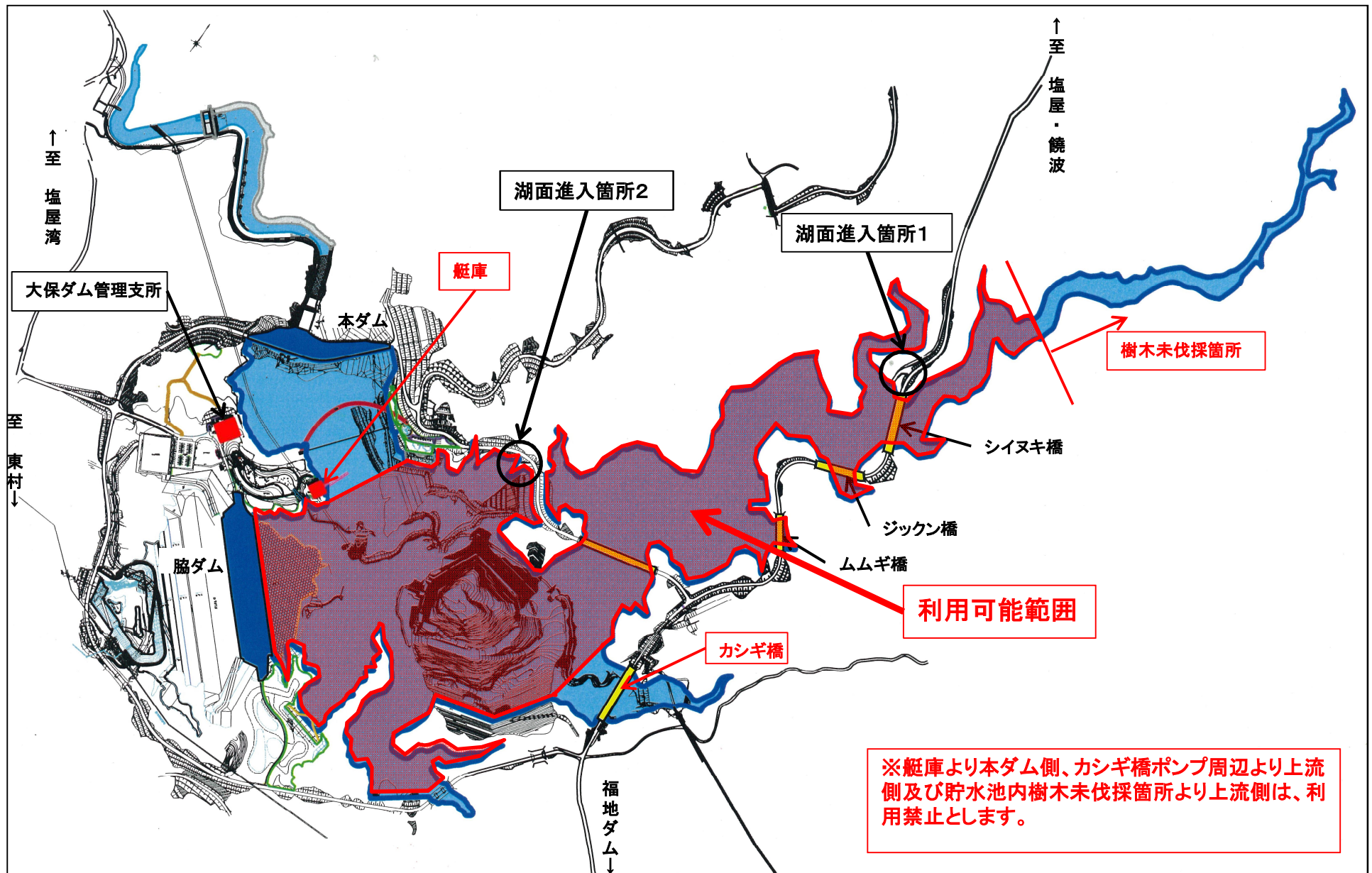
<利用条件>

- ①利用者は、利用中において許可証を常に携帯しなければならない。
- ②救命胴衣(ライフジャケット)は必ず着用すること。また、酒気帯び等の状態で利用しないこと。
- ③湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。
なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ④強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ⑤大宜味村に大雨警報や洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制*時、その他緊急時には利用できません。
※「洪水警戒体制」の説明: 沖縄気象台から大宜味村に大雨警報、洪水警報が発表等されたとき、大保ダムは洪水警戒体制をとり洪水対応を行うため、湖面は利用できません。
- ⑥ダム管理の業務(調査等を含む)実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。
- ⑦湖面利用においては、掲示している注意事項を遵守し利用すること。
- ⑧大保ダム管理支所職員が注意喚起を行った場合は、直ちに指示に従うこと。
- ⑨車両等の駐車には他の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑩湖面利用の手引きの禁止事項等について、利用者全員へ周知徹底し遵守すること。
- ⑪事故等の責任については、当方では一切負いません。

<受付確認> ※こちらは記入しないで下さい。(受付者が記入します)

受付番号	受付日付	許可証番号	受付者	受付方法
				①直接 ②FAX

大保ダム湖面利用可能範囲



令和 年 月 日

北部ダム統合管理事務所
大保ダム管理支所長 殿NPO法人〇〇協会
代表理事 〇〇 〇〇

大保ダム湖面利用届

下記のとおり、大保ダムの湖面を利用致します。

実 施 日	令和 年 月 日 ()
利 用 目 的	
参 加 者 人 数	
ガ イ ド 名	連絡先:
	連絡先:

担当者 :

連絡先 : 0000-00-0000

<利用条件>

- ①利用者は、利用中において許可証を常に携帯しなければならない。
- ②救命胴衣(ライフジャケット)は必ず着用すること。また、酒気帯び等の状態で利用しないこと。
- ③湖面の利用前及び利用中は、インターネット等でこまめに最新の気象状況や予報を確認すること。なお、気象庁の雷ナウキャスト、降水ナウキャスト、および気象警報・注意報の発表状況等は確実に確認すること。
- ④強風、濃霧、降雨、雷など気象条件が悪いとき、又は悪くなることが予想されるときは、利用者の責任において利用を中止すること。
- ⑤大宜味村に大雨警報や洪水警報、暴風警報が発表されている時、ダムの洪水警戒体制^{*}時、その他緊急時には利用できません。
※「洪水警戒体制」の説明: 沖縄気象台から名護市に大雨警報、洪水警報が発表等されたとき、羽地ダムは洪水警戒体制をとり洪水対応を行うため、湖面は利用できません。
- ⑥ダム管理の業務(調査等を含む)実施やダムのイベントのため、湖面を利用できない場合や利用の範囲等を制限する場合がありますので、前もって確認して下さい。
- ⑦湖面利用においては、掲示している注意事項を遵守し利用すること。
- ⑧車両等は指定の場所に駐車し、他の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑨湖面利用の手引きの禁止事項等について、利用者全員へ周知徹底し遵守すること。
- ⑩事故等の責任については、当方では一切負いません。

<受付確認>※こちらは受付者が記入します。

受付番号	受付日付	許可証番号	受付者	受付方法
				① 直接 ②FAX ③メール

大保ダム湖面利用計画書

提出年月日を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体名：〇〇〇〇〇

1. 代表責任者 氏名 連絡先

代表責任者:〇〇

年齢:

必須記入
20歳以上であること

<連絡先>

住所 :〇〇県〇〇市〇〇

TEL

携帯

<緊急時連絡先>

住所 :〇〇県〇〇市〇〇

TEL

携帯

代表責任者との関係(続柄)

2. 利用目的

(例)・・・カヌー訓練のための合宿を行う。

※イベント開催の場合は「水難事故防止条例」の第9条に則る届け出の写しを添付して下さい。

3. 利用期間(使用時間帯)

令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日(〇〇日間)

〇〇:〇〇～〇〇:〇〇(時間帯)

※スケジュール等があれば参考添付して下さい。

4. 人 数

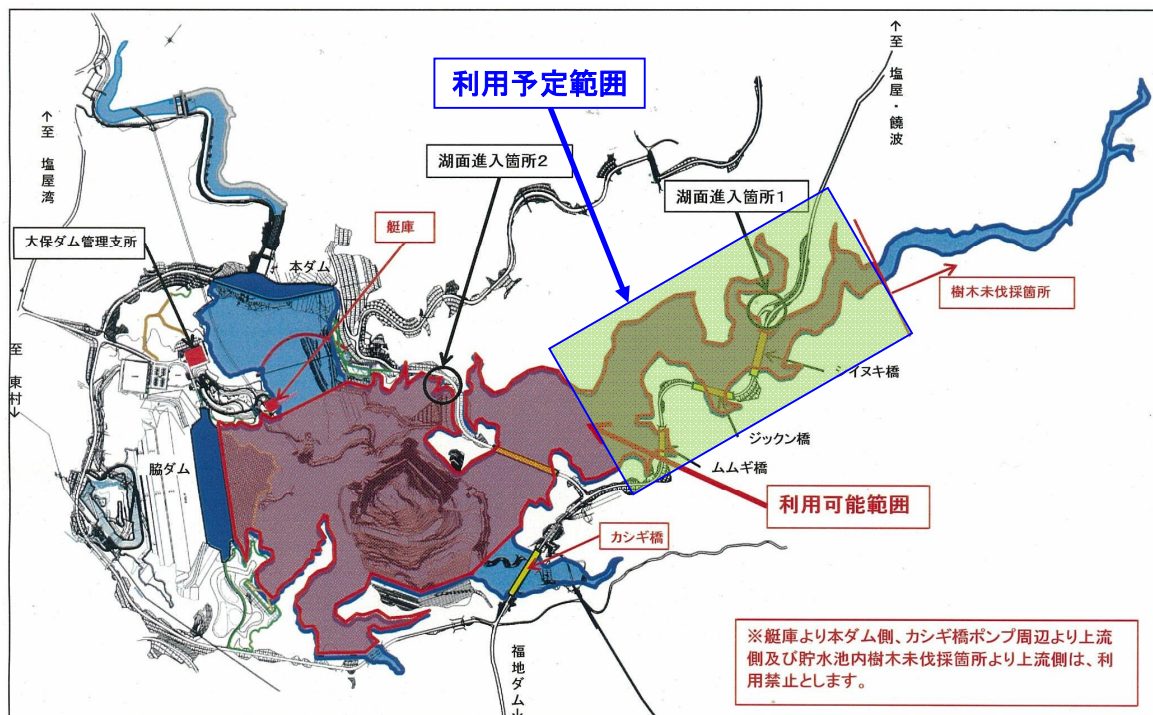
総勢〇〇人(コーチ〇〇人、選手〇〇人)

	氏名		氏名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

※参加者が確定していなければ、参加予定者数でも構いません。

5. 使用区域

記載例



※上記はあくまで記載例であり、手書きのイラストでも構いません。

6. 安全管理

※上記について、あらゆる事態を想定して事故防止及び事故発生時の対応について記載する事。

(1) 安全管理対策

- ① カヌーや装備品等の確認
- ② 気象情報の収集
- ③ 湖面上の留意事項
 - ・安全管理上必要な救護船を用意する。
- ④ 雷等による荒天時の避難に関する事項
 - ・雷ナウキャストで活動度1が予想されている場合は、湖面から陸に速やかに上がれる場所へ移動しておく。活動度2以上の場合は、陸に上がり、速やかに安全な場所に避難する。
 - ・ダム周辺において、雷鳴・雷光が確認された場合は、陸に上がり、速やかに安全な場所に避難する。

活動度	雷の状況		屋外において想定される対応	屋内や工場などで想定される対応
4	激しい雷	落雷が多数発生している。	●屋外にいる人は落雷の危険があるため、建物や車の中へ移動するなど、安全確保に努める。	●パソコンなど家電製品の電源を切り、コンセントを抜く。 ●工場の生産ラインなどリスクの大きい場所では、作業の中止や自家発電への切替などの対応をとる。
3	やや激しい雷	落雷がある。		
2	雷あり	電光が見えたり雷鳴が聞こえる。落雷の可能性が高くなっている。	●屋内にいる人は外出を控える。	
1	雷可能性あり	現在、雷は発生していないが、今後落雷の可能性はある。	今後の雷ナウキャストや空の状況に注意する。	

※ 活動度1～4になっていない地域でも、積乱雲が急速に発達して落雷する場合がある。

出典：気象庁 HP

⑤ 転覆時等の救助に関する事項

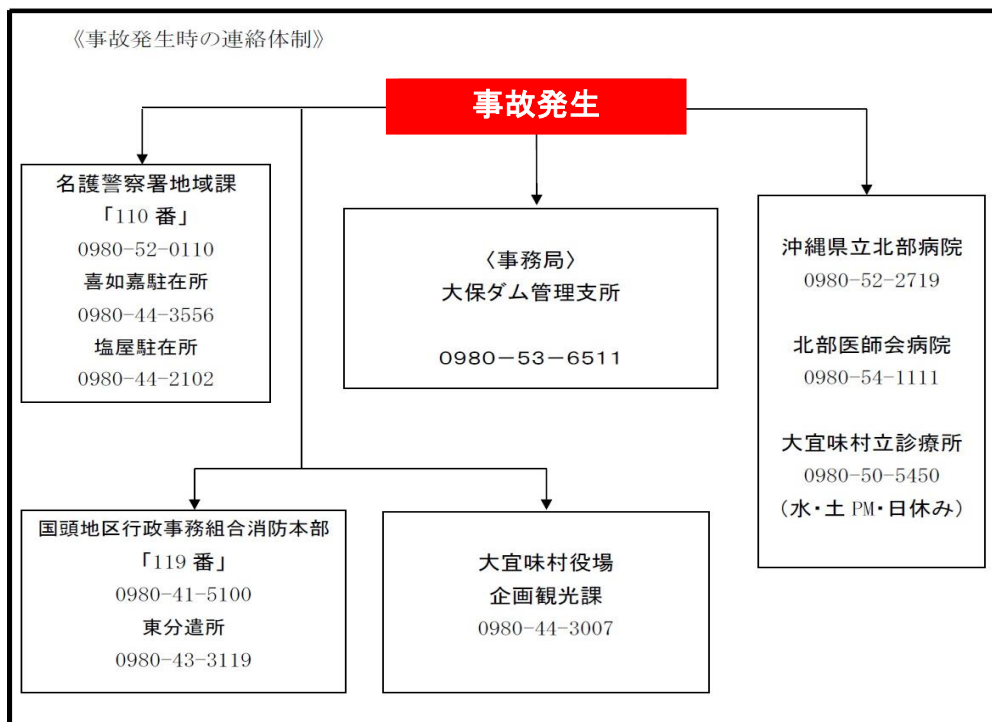
⑥ …

⑦ …

(2) 事故発生時の緊急連絡体制(例)

< 事故発生時の連絡体制 >

< 緊急時の連絡体制 > (例)



7. 許可証(鍵)の受取及び返却について

- ◇許可証及び鍵は、令和〇〇年〇月〇日(〇)〇時頃、事務局にて受け取る。
- ◇許可書及び鍵は、令和〇〇年〇月〇日(〇)〇時頃、事務局に返却する。

8. その他

- ◇進入箇所の施錠は、確実にする。(利用時も施錠し、他の物を進入させない。)
- ◇環境対策
 - ・ダム湖内では、飲食しない。
 - ・むやみに動植物をとらない。
 - ・ダム湖の水質に影響を与える行為は、絶対にしない。